

今年の冬は例年にない寒さでしたが、ようやく春めいてきました。シリーズでお送りしています「高齢者の住い」の六回目です。今回は、「介護保険施設」についてお知らせします。よく聞かれる言葉に「特養」というものがありますが、正式には「特別養護老人ホーム」で介護保険施設の一つです。また、グループホームという言葉も聞かれると思いますが、高齢者向けと障害者向けのものの2つがあります。ここでは、高齢者向けの説明です。

安全な住まい方	高齢期の生活ステージ	住み替えの選択	有料老人ホーム	高齢者専用住宅	介護保険施設	居宅サービス	住替制度と相談
---------	------------	---------	---------	---------	--------	--------	---------

## ① 介護保険施設とは・・・

下記のとおり3種類あり、用途によって役割が異なります。共通なことは、介護の必要性があり認定を受けた方の施設です。

名称	特徴	条件	介護なし	要支援	要介護1~3	要介護4~5	費用(上段/月額) (入居金なし) 食費・オムツ自己負担
特別養護老人ホーム	・要介護高齢者のための生活施設 ・医療が必要な場合、医療機関に移る。 ・医師は非常勤。看護師は日中のみ。個室タイプと相部屋あり。 定員と同人数の約42万人待ち	65歳以上の要介護者、または40歳以上の特定疾病のある人。介護度の高い人優先	×	×	○	○	・4人部屋全体で7万~8万円。 ・個室で、15万~20万円
介護老人保健施設	基本は、医療機関退院後における自宅との中間施設で、在宅を目指すリハビリ施設。 入居期間は3~6カ月。 医師、看護師、PT、OTが常駐	65歳以上の要介護者、または40歳以上の特定疾病のある人。	×	△	○	○	・相部屋 8万~13万円 ・個室 約20万円前後
介護療養型医療施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設。 '11年末で打ち切られる予定が、政権交代で'17年末まで延期。	(個人と医療機関の契約)	×	×	○	○	・相部屋6万~20万円

※1 特定施設とは 入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理をする施設

## ② グループホーム・・・

正式には認知症対応型共同生活介護と言います。共同生活が可能な認知症の人を利用者と従業者が共同で食事の世話をしたりして、家庭的な環境のもとで日常生活を送る場所です。

名称	特徴	条件	介護なし	要支援	要介護1~3	要介護4~5	費用(上段/月額) (下段/入居金)
認知症グループホーム	・5~9名をユニットとして職員と利用者が家庭的に暮らせる。 ・職員は日中3、夜間1の割合。 ・重度化すると特養などへの住み替えが必要になる場合あり	・65歳以上の要支援2以上の認知症。 ・該当自治体ですんでいること	×	△	○	○	・居住費+共益費で約12万~17万円 ・他、食事+介護1割負担有 ・30万~50万円

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)

〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3-7-7

TEL:045-924-1778 http://www.kitawel.com